

重要事項説明書（介護福祉施設サービス）

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 呉同済義会
事務所の所在地	呉市中央5丁目12番21号
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	会長 三宅 清嗣
電話番号	0823-21-5395

2. ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム 温養院
施設の所在地	呉市焼山中央6丁目6番13号
県知事指定番号	広島県指定 3470500442
施設長（管理者）の氏名	前野 勝則
電話番号	0823-33-3858
FAX番号	0823-33-3314

3. 施設の目的と運営の方針

施設の目的	当施設は、介護保険法令に従い、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的として、入所者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。当施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
施設の運営方針	入所者接遇では、精神的介護とゆとりのある生活を目標に「語らいと互助」を大切に家庭的雰囲気醸成に力を注いでいる。

4. 施設の概要

特別養護老人ホーム 「温養院」

① 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム・本館）

建物の構造	鉄骨造2階建
建物の延床面積	977.78㎡
利用定員	25名

居室の種類	室数	備考
1人部屋	25室（12.27㎡）	従来型個室

主 な 設 備

設備の種類	数	面 積	備 考
食堂及び機能訓練室	1室	83.55㎡	
浴室 (特浴1・個浴1)	1室	17.02㎡	特殊浴槽1台 リフト浴1台
医務室	1室	14.99㎡	
車椅子用便所	1室	7.29㎡	汚物処理室
車椅子用便所	1室	5.26㎡	
車椅子用便所	1室	5.16㎡	

② 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム・西館・東館）

建物の構造	鉄筋造1階建
建物の延床面積	1,969.38㎡
利用定員	55名

居室の種類	室 数	備 考
1人部屋	1室(14.56㎡)	従来型個室
2～4人部屋	23室(11.44㎡)	多床室

主 な 設 備

設備の種類	数	面 積	備 考
食堂及び機能訓練室	2室	251.61㎡	
静養室	1室	12.00㎡	
浴室 (特浴2・個浴3)	2室	75.30㎡	特殊浴槽2台 リフト浴2台
男子便所	3室	56.36㎡	汚物処理室
女子便所	3室	50.12㎡	

5. 職員配置状況

従業員の職種	員数	常勤	非常勤	常勤換算後	指 定 基 準
施設長(管理者)	1	1	0	1	1(常勤)
医師	1	0	1		必要な数
生活相談員	3	3	0	2	入所者が100又はその端数を増すごとに1以上
介護職員	45	39	6	42.2	介護職員と看護職員の総数は、常勤換算法で入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
看護職員	6	5	1	5.3	3以上
機能訓練指導員	3	1	2	1.1	
管理栄養士	2	2	0	2	1以上
介護支援専門員	2	1	1	1.5	1以上

6. 職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制
施設長(管理者)	8:30～17:10
医師	毎週木曜日
生活相談員	8:30～17:10
介護職員	標準的な時間帯における配置(夜勤含む)
看護職員	標準的な時間帯における配置
理学療法士	毎週土曜日
栄養士	8:30～17:10
介護支援専門員	8:30～17:10

7. 施設サービスの概要と利用料金

(1) 介護保険給付によるサービス

サービスの種類	内容	自己負担額
入浴・清拭	週2回行います。 寝たきりの場合は、特殊浴槽を使用します。	介護保険給付
排泄	排泄の自立を促すため、身体能力を最大限活用した援助を行います。	介護保険給付
離床	寝たきり防止のため、離床のお手伝いをします。	介護保険給付
着替え	毎朝夕の着替えのお手伝いをします。	介護保険給付
整容	身の回りのお手伝いをします。	介護保険給付
洗濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います。 個人のクリーニング	介護保険給付 実費
機能訓練	機能訓練指導員により、心身等の状況により、日常生活の維持に必要な機能の回復又は減退を防ぐ訓練を実施します。	介護保険給付
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。	介護保険給付
娯楽等	クラブ活動・行事等	
介護相談	入所者とその家族からのご相談に応じます。	

サービス利用料金（1日あたり）

① 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）＜多床室＞

1. 入所者の要介護度と利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
2. その他加算	個別機能訓練加算 120円 看護体制加算 120円 日常生活継続支援加算 360円 夜勤職員配置加算 160円 栄養マネジメント強化加算 110円 科学的介護推進体制加算 40円（1月につき） 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の14.0%を加算				
3. うち、介護保険給付割合	基本 9割 一部8割・7割の方もございます（所得で異なる）				
4. 利用に係る自己負担額	基本 1割 一部2割・3割の方もございます（所得で異なる）				
5. 食事に係る自己負担額（食費）	基準費用額 1,445円 （課税・非課税で異なる）				
6. 居住に係る自己負担額（居住費）	基準費用額 多床室 915円 （課税・非課税で異なる）				
7. 自己負担額合計（4+5+6）					

② 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）＜従来型個室＞

1. 入所者の要介護度と利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
2. その他加算	個別機能訓練加算 120円 看護体制加算 120円 日常生活継続支援加算 360円 夜勤職員配置加算 160円 栄養マネジメント強化加算 110円 科学的介護推進体制加算 40円（1月につき） 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の14.0%を加算				
3. うち、介護保険給付割合	基本 9割 一部8割・7割の方もございます（所得で異なる）				
4. 利用に係る自己負担額	基本 1割 一部2割・3割の方もございます（所得で異なる）				
5. 食事に係る自己負担額（食費）	基準費用額 1,445円 （課税・非課税で異なる）				
6. 居住に係る自己負担額（居住費）	基準費用額 従来型個室 1,231円 （課税・非課税で異なる）				
7. 自己負担額合計（4+5+6）					

*その他加算について

- ・個別機能訓練加算は、他職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行った場合に算定します。
- ・看護体制加算は、看護職員の体制について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- ・日常生活継続支援加算は、居宅での生活が困難であり、当施設への入所の必要性が高いと認められる重度の要介護状態の者や認知症である者等を積極的に受け入れるとともに、介護福祉士資格を持つ職員を手厚く配置し、質の高い介護福祉施設サービスを提供した場合に算定します。
- ・夜勤職員配置加算は、夜間帯の職員数を人員基準より多く配置し、より安心した生活が行える環境を確保できる場合に算定します。
- ・低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師などが共同して作成した、栄養ケア計画に従い食事の観察を週3回以上おこない、入所者ごとの栄養状態、嗜好などを踏まえた食事の調整などを実施する事などを条件とした加算です。
- ・科学的介護推進体制加算は、当法人事業所で立案した介護の計画やその実施に対する評価を厚労省へ提出しそれを厚労省の蓄積したデータによって分析、フィードバックを行うことで、介護の質の向上を図るものです。
- ・介護職員等処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

*新規入所時の取り扱いについて

新規入所時については、上記の利用料に加え、下記の加算を算定します。

- ・利用開始に行う取り組みを評価する加算として、初期加算が設けられており、1日につき300円(1割負担30円)を入所時から30日を上限とした負担金を頂きます。
- ・安全対策を実施する体制が整備されている事を評価する加算として安全対策体制加算が設けられており、1回に限り200円(1割負担20円)の負担金を頂きます。

*入院時の取り扱いについて

- ・入院時については、1ヶ月に6日を上限とした負担金(但し2ヶ月間のみ)と居住に係る自己負担額(居住費)を頂きます。

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種類	内 容	自己負担額
食事	食事時間 朝食 7:30~ 昼食 12:00~ 夕食 18:00~	基準費用額 1,445円 第3段階② 1,360円 第3段階① 650円 第2段階 390円 第1段階 300円
居住費	従来型個室 多 床 室	基準費用額 1,231円 第3段階①② 880円 第2段階 480円 第1段階 380円 基準費用額 915円 第3段階①② 430円 第2段階 430円 第1段階 0円
理容・美容	隔月で理容師・美容師による出張サービスを利用できます。	実 費
貴重品・金銭管理	各機関への事務代行サービスを行います。 利用されるか否かは、任意です。	自己負担なし
クラブ活動・行事	音楽クラブ、季節感あふれる行事等を用意しております。	材料代等の実費を頂きます。
利用者の移送	入所者の通院や入院時の移送サービスを行います。	原則自己負担なし 家族のご希望される受診、外出に関しては家族対応

(3) 利用料金の支払い方法

ア 窓口での現金支払い イ 下記の指定口座への振込み

呉信用金庫 焼山支店 普通預金 0139491

ウ 預金口座振替払い

※振込手数料、口座振替手数料は入所者のご負担になります

8. 施設を退所していただく場合

- ① 要介護認定により、入所者の心身の状況が自立又は要支援、要介護1、2と判定された場合。
- ② 入所者から、退所の申し出があった場合。
- ③ 入所者による、サービス利用料金の支払いが1年以上遅滞し、相当期間を定めた催促にもかかわらず、これが支払われない場合。
- ④ 入所者が連続して90日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合。

9. 事故発生時の対応について

入所者に対するサービスの提供中、事業者の責任に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、賠償保険の範囲において、損害賠償を速やかに行う。

10. 緊急時の対応について

(1) 当施設入所中、体調の急変や事故により緊急の対応が必要な場合（夜間を除く）

急変及び事故に遭遇した入所者への対応に際して、介護職員、看護職員にて判断が難しい場合、協力医療機関あるいは、かかりつけの医師の指示を仰ぎ対応を行います。その結果、温養院の医療設備等で対応が不可能な場合は、温養院送迎車か救急車にて協力医療機関あるいは、かかりつけ医療機関へ搬送します。その際、家族の緊急連絡先に連絡を行います。

(2) 夜間、体調の急変や事故により緊急の対応が必要な場合

急変及び事故に遭遇した入所者への対応に際して、介護職員にて対応が困難な場合あるいは、医療行為が必要な場合は、看護職員に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて看護職員にて対応を行います。その際、温養院の医療設備等で対応が不可能な場合は、温養院送迎車か救急車にて協力医療機関あるいは、かかりつけ医療機関へ搬送します。その際、容態が重篤な場合は、即座に家族の緊急連絡先に連絡を行います。容態が重篤でないと判断した場合は、翌朝以降に連絡を行います。

11. 業務継続計画の策定等について

(1) 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

(2) 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(3) 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

12. 身体拘束について

当施設は、身体拘束廃止委員会を設置しています。原則として入所者に対して身体拘束を行いません。但し、入所者又は他の入所者の生命・身体に対して危険が及ぶため、緊急やむを得ない場合には、入所者及びその家族等に対し説明し同意を得た上で行うことがあります。

13. 虐待防止について

当施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備。

(3) 虐待の防止のための研修を定期的実施（年2回以上）。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

1 4. 情報提供の同意について

入所者は、特別養護老人ホーム温養院介護従業者が、サービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて入所者が有する解決すべき課題等の個人情報や家族に関する情報等を介護支援専門員や他のサービス担当者と共に共有する事の必要性を、介護従業者から説明を受けその上で、介護従業者が必要と判断した情報を、介護支援専門員、他のサービス担当者に情報提供、収集することの趣旨を十分理解できましたので情報提供される事に同意いたします。

1 5. 介護職員による服薬等に関する説明及び同意について

当施設では、利用者の状態が以下の3条件をみたしていることを、医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを利用者又は家族に伝えている場合に、事前の利用者又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により利用者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助します。

- (1) 利用者が入所して治療する必要がなく容態が安定していること
 - (2) 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
 - (3) 内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用そのものについて専門的な配慮が必要な場合でないこと
- 具体的には、皮膚への軟膏の塗布（褥瘡の処置を除く。）。
皮膚への湿布の貼付点眼薬の点眼。
一包化された内用薬の内服（舌下錠の使用も含む）。
肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。

1 6. ハラスメントの防止対策

当施設の利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

また、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

1 7. 苦情処理の受付について

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）主任生活相談員 冠崎 幸生

受付日時 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：10

TEL 0823-33-3858

入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	特別養護老人ホーム 温養院
申請するサービス種類	介護老人福祉施設

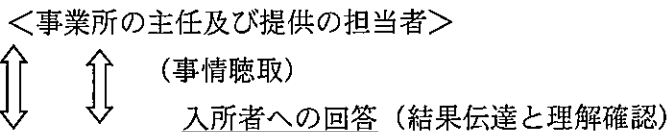
措置の概要

- 入所者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置
 - 担当者 主任生活相談員 冠崎 幸生
 - 連絡先 呉市焼山中央六丁目6番13号
電話（0823）33-3858 FAX（0823）33-3314
 - 受付時間 月曜日～土曜日 8時30分～17時10分

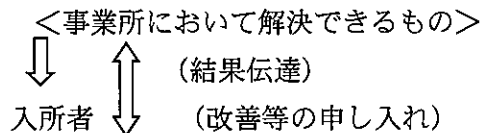
※ 受付時間外も24時間常時連絡が可能です。
 ※ 担当者不在の場合は他の職員が対応することとし、苦情等の内容については速やかに担当者に伝えます。

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情相談窓口

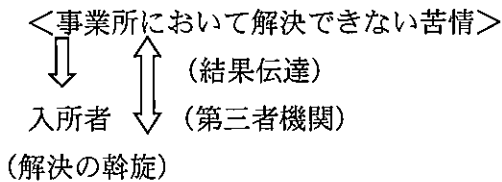


事業所の提供の管理者



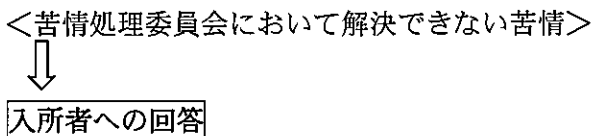
苦情解決の責任者			
総括	常務理事	橋本	一成
事業所責任者	施設長	前野	勝則

苦情処理委員会



苦情処理委員会のメンバー (第三者委員)			
呉同済義会	監事	中村	昭明
			電話 0823-74-1837
呉同済義会	監事	工田	隆
			電話 0823-22-6486
呉同済義会	監事	武内	盟子
			電話 0823-22-7162

広島県福祉サービス運営適正委員会等



【関係行政機関の窓口】苦情があった事業所に対する対応方針等処理概要に記入

- ・ 呉市介護保険課 0823-25-2626
- ・ 広島県国民健康保険団体連合会 082-554-0783
- ・ 広島県福祉サービス運営適正委員会 082-254-3419

3 その他参考事項

※苦情又は重要事項は、台帳に記録の上保存し、再発防止に役立てる。

※サービスの提供に係る入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては必要な改善を行う。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 温養院

説明者職名 施設長 氏名 前野 勝則 ㊟

説明者職名 生活相談員 氏名 冠崎 幸生 ㊟

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

(入所者)

住所

入所者氏名 ㊟

(署名代行者)

私は、入所者の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住所

氏名 ㊟

続柄 入所者の ()

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 呉同済義会
(2) 法人所在地 広島県呉市中央5丁目12番21号
(3) 電話番号 0823-21-5395
(4) 代表者氏名 三宅 清嗣
(5) 設立年月 大正10年6月16日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護 平成12年2月8日指定
指定介護予防通所介護 平成18年4月1日指定
指定総合事業通所介護 平成30年4月1日指定
広島県指定第3470500418号
定員35名（通所介護及び総合事業通所介護と併用）
※ 当事業所は介護老人福祉施設温養院に併設されています。
（通所介護及び総合事業通所介護併用）
- (2) 事業所の目的 介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に
応じ可能な限り自立した日常生活を営むことと社会参加ができるように支援することを目的として、ご契約者に、通所介護サービス及び総合事業通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンターあおぎり荘（通所介護及び総合事業通所介護）
- (4) 事業所の所在地 呉市焼山中央6丁目6番13号
- (5) 電話番号 (0823) 33-3883
- (6) 事業所長（管理者）氏名 前野 勝則
- (7) 当事業所の運営方針
「運営目標」
我々は、地域に開かれた、地域に根ざした、地域に必要される施設作りを目指します。
「運営方針」
我々は、利用者に向かって前向き（利用者本位）の施設運営を目指します。
- (8) 開設（サービス開始）年月
通所介護 平成12年4月1日 総合事業通所介護 平成30年4月1日

(9) 同敷地内に併設される事業所

【居宅介護支援事業】	平成 11 年 9 月 6 日	広島県 3470500079 号
【訪問介護事業】	平成 12 年 2 月 3 日	広島県 3470500350 号
【短期入所生活介護】	平成 12 年 2 月 8 日	広島県 3470500434 号
【介護老人福祉施設】	平成 12 年 4 月 1 日	広島県 3470500442 号
【指定通所介護事業】	平成 12 年 4 月 1 日	広島県 3470500418 号
【総合事業通所介護事業】	平成 30 年 4 月 1 日	広島県 3470500418 号

(10) 通常の事業の実施地域 呉市、安芸郡熊野町、広島市安芸区矢野町寺屋敷。
ただし、呉市においては、音戸町、倉橋町、川尻町、
安浦町、下蒲刈町、蒲刈町、豊浜町、豊町を除く。

(11) 営業日及び営業時間

	営業日	受付時間	サービス提供 時間帯
通所介護	月～土 祝日	月～土 8:15～17:15	月～土 8:45～15:00

(12) 利用定員 35人 (通所介護及び総合事業通所介護と併用)

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して通所介護サービス及び総合事業通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>* 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置人員数
1. 事業所長 (管理者)	1
2. 介護職員	10
3. 生活相談員	3
4. 看護職員	2
5. 機能訓練指導員	3

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 時 間 等
1. 介護職員	8:15～17:15
2. 看護職員	8:15～17:15
3. 生活相談員	8:15～17:15
4. 機能訓練指導員	毎週土曜日 13:00～15:00

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して通所介護サービス及び総合事業通所介護サービスを提供します。また、サービスについて、利用料が介護保険から給付されない場合においては、利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

☆ 共通的服务

ご契約者が自立した生活を送る為に、能力に応じて食事・入浴・排泄等の必要な介助を行います。

① 食事の介助

- ・ 食事の準備、介助を行います。（食費は別途実費をお支払い頂きます）
- ・ 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂って頂く事を原則としています。
- ・ 食事時間 12時00分から13時00分を予定しています。

② 入浴介助

- ・ 入浴を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴を行う事ができます。事情により入浴できないご契約者は、清拭を行います。

③ 排泄

- ・ ご契約者の排泄の介助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員又は理学療法士、看護師等により、ご契約者の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 送迎サービス

- ・ ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。送迎を行わない場合は片道につき減算となります。

☆ その他

以下のサービスは、介護報酬の加算の対象となっております。ご利用の際には加算額の1割を加算料金としてご負担頂きます。

① サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

- ・ 直接提供する職員の総数のうち介護福祉士資格者が4割以上いる場合

② 介護職員等処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

「通所介護サービス」

＜サービス利用料金（1回あたり）＞

（所要時間6時間以上7時間未満の場合）

介護度	利用料金	サービス利用料金	介護保険からの給付金額	利用者ご自身の自己負担金額
要介護1		5,840円	5,256円	584円
要介護2		6,890円	6,201円	689円
要介護3		7,960円	7,164円	796円
要介護4		9,010円	8,109円	901円
要介護5		10,080円	9,072円	1,008円

※ 基本料金にそれぞれ加算がつきます。

	サービス利用料金	自己負担額
入浴介助加算(Ⅰ)	400円/回	40円/回
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60円/回	6円/回
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に9.0%を乗じた単位数で算定	
事業所が送迎を実施しない場合（ご家族の送迎等）	△47円/片道につき	

「総合事業通所介護サービス」

＜サービス利用料金（1月あたり）＞

要支援度	利用料金	サービス利用料金	介護保険からの給付金額	利用者ご自身の自己負担金額
要支援1・事業対象者（週1回程度）		17,980円	16,182円	1,798円
要支援2（週1回程度）		18,110円	16,299円	1,811円
要支援2・事業対象者（週2回程度）		36,210円	32,589円	3,621円

※サービスを利用した場合、基本料金にそれぞれ加算がつきます。

	サービス利用料金	自己負担額
サービス提供体制強化加算(Ⅲ1) (支援1・事業対象者)	240円/月	24円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅲ/22) (要支援2※週1回程度)	240円/月	24円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅲ2) (要支援2・事業対象者※週2回程度)	480円/月	48円/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に9.0%を乗じた単位数で算定	
事業所が送迎を実施しない場合（ご家族の送迎等）		△47円/片道につき

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護又は要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます「以下（償還払い）という。」また、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画書が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ 利用者負担割合が、上記表の通り一律1割から、一定以上の所得がある方は2割もしくは3割になります。（平成30年8月1日付※介護保険負担割合証に記載されています）

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が、ご契約者の負担となります。

② 食事

当事業所で昼食を実費で提供しております。

1食 500円

③ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には交付いたします。

④ レクリエーション

ご契約者の希望等によりレクリエーション活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただく場合もあります。

⑤ サービス利用中に必要となる諸費用実費

ご契約者に適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

・おむつ代：紙オムツ代120円、紙パンツ代90円、パット代20円

・喫茶代：1回50円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない理由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する理由について、変更を行う2ヵ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金、費用は、次の通りお支払い下さい。

1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに次のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振込み

・ 呉信用金庫 焼山支店 普通預金 0333689

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：呉信用金庫 郵便局

ウ. あおぎり荘への直接現金払い

(4) 利用の中止、変更、追加

○ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

○ サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能期間又は日時をご契約者に提示して協議します。

(※総合事業通所介護のみ)

- 月のサービス利用日や回数については、ご契約者の状態の変化、総合事業通所介護事業サービス計画表に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更する事があります。
- ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が総合事業通所介護サービス計画書に定めた利用回数、時間数等を大幅に上回る場合には、総合事業支援事業者と調整の上（総合事業通所介護）サービス計画書の変更又は要支援等の認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。

5. 身体拘束について

- (1) 当事業所では、基本のご契約者の身体拘束は行いません。
- (2) ご契約者の身体状態により、やむを得ず身体拘束を行う場合は下記の通りご契約者及びご家族にご説明・ご了承頂き実施致します。
 - ① 身体拘束が必要な事情説明
 - ② 身体拘束を行った経過記録
- (3) 緊急やむを得ず身体拘束を行った場合も、上記①・②の説明を行います。

6. 介護職員による服薬等について

当事業所では、利用者の状態が以下の3条件をみたしていることを、医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを利用者又は家族に伝えている場合に、事前の利用者又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により利用者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助します。

- (1) 利用者が利用して治療する必要がなく容態が安定していること。
- (2) 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと。
- (3) 内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用そのものについて専門的な配慮が必要な場合でないこと。

(具体的には、皮膚への軟膏の塗布(褥瘡の処置を除く。)、皮膚への湿布の貼付点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服(舌下錠の使用も含む)、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。)

7. 情報提供について

当事業所が、サービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者が有する解決すべき課題等の個人情報や家族に関する情報等を介護支援専門員や他のサービス担当者とは共有する事が必要がある際には、当事業所が必要と判断した情報を、介護支援専門員、他のサービス担当者に情報提供、収集することとします。

8. 苦情の受付について

入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	デイサービスセンター あおぎり荘
申請するサービス種類	通所介護・総合事業通所介護
措 置 の 概 要	
<p>1 入所者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者 生活相談員 梅河内 啓 ・ 連絡先 呉市焼山中央六丁目6番13号 電話（0823）33-3883 FAX（0823）33-3314 ・ 受付時間 月曜日～土曜日 8時15分～17時15分 <p>※ 24時間対応（時間外は併設の特別養護老人ホーム 温養院にて電話受付）</p> <p>※ 担当者不在の場合は他の職員が対応することとし、苦情等の内容については速やかに担当者に伝えます。</p> <p>2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順</p>	
<p>苦情相談窓口</p> <p>＜事業所の主任及び提供の担当者＞</p> <p>↑ ↓ (事情聴取)</p> <p>↑ ↓ 入所者への回答（結果伝達と理解確認）</p>	
<p>事業所の提供の管理者</p> <p>↓ ↑ (結果伝達)</p> <p>↓ ↑ 入所者 (改善等の申し入れ)</p>	
<p>苦情処理委員会</p> <p>↓ ↑ (結果伝達)</p> <p>↓ ↑ 入所者 (第三者機関)</p> <p>(解決の斡旋)</p>	
<p>広島県福祉サービス運営適正委員会等</p> <p>↓</p> <p>＜苦情処理委員会において解決できない苦情＞</p> <p>↓</p> <p>入所者への回答</p>	
<p>苦情解決の責任者</p> <p>総 括 常務理事 橋本 一成</p> <p>事業所責任者 施設長 前野 勝則</p>	
<p>苦情処理委員会のメンバー（第三者委員）</p> <p>呉同済義会 監事 中村 昭明 0823-74-1837</p> <p>呉同済議会 監事 工田 隆 0823-22-6486</p> <p>呉同済義会 監事 武内 盟子 0823-22-7162</p>	
<p>【関係行政機関の窓口】苦情があった事業所に対する対応方針等処理概要に記入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 呉市介護保険課 0823-25-2626 ・ 広島県国民健康保険団体連合会 082-554-0783 ・ 広島県福祉サービス運営適正委員会 082-254-3419 	
<p>3 その他参考事項</p> <p>※苦情又は重要事項は、台帳に記録の上保存し、再発防止に役立てる。</p> <p>※サービスの提供に係る入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては必要な改善を行う。</p>	

9. 緊急時の対応について

(1) 当施設利用中、体調の急変や事故により緊急の対応が必要な場合

急変及び事故に遭遇したご契約者への対応を行うに際して、介護職員、看護職員にて判断が難しい場合、協力医療機関あるいはかかりつけの医師の指示を仰ぎ、対応を行います。その結果、あおぎり荘で対応が不可能な場合は、あおぎり荘送迎車か救急車にて協力医療機関あるいはかかりつけ医療機関へ搬送します。その際、ご家族の緊急連絡先に連絡を行います。

令和 年 月 日

指定通所介護サービス及び指定総合事業通所介護サービス提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

事業所 デイサービスセンターあおぎり荘 管理者 前野 勝則 印

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基つき事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービス及び指定総合事業通所介護の提供開始に同意しました。

利用者住所 氏名 印

利用者代理人 氏名 印

温養院

短期入所生活介護
重要事項説明書

温養院短期入所生活介護重要事項説明書

1.事業所の概要

事業所の名称	社会福祉法人 呉同済義会
事業所の所在地	呉市中央五丁目12番21号
法人種別	社会福祉法人
代表者の名称	会長 三宅 清嗣
電話番号	0823-21-5395

2.利用施設

施設の名	温養院短期入所生活介護事業所
施設の所在地	呉市焼山中央六丁目6番13号
県知事指定番号	広島県指定 3470500434
施設長(管理者)氏名	前野 勝則
電話番号	0823-34-0417
FAX番号	0823-33-3314

3.施設の目的と運営方針

施設の目的	介護保険法に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが、できるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営む為に必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
施設の運営方針	我々は、身体的精神的に安定して施設利用が利用者に対して行なえるように対応していきながら、家庭的雰囲気をもって生活していただけることを目標に利用者本位のサービス提供を目指します。

4.施設の概要

特別養護老人ホーム温養院と共用

建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造1部2階建て
建物の延床面積	3,824.24㎡
利用定員	18名

居室の種類	室数	
1人部屋	14室 (11.880㎡)	短期入所専用
2人部屋	2室 (27.183㎡)	短期入所専用

主な設備

本館	食堂	2室
	機能訓練室	2室 食堂と併用
	浴室	2室 1階 一般浴槽1台・リフト1台 2階 特殊浴槽1台、一般浴槽1台・リフト1台
	医務室	1室
	静養室	1室
	便所	10室 1階 車椅子用トイレ3室、男トイレ1室、女トイレ1室、共用トイレ1室 2階 車椅子用トイレ3室、共用トイレ1室

西館	食堂	1室
	機能訓練室	1室 食堂と併用
	浴室	1室 特殊浴槽1台、一般浴槽2台・リフト1台
	便所	5室 男トイレ2室、女トイレ2室、共用トイレ1室

東館	食堂	1室
	機能訓練室	1室 食堂と併用
	浴室	1室 特殊浴槽1台、一般浴槽2台・リフト1台
	便所	5室 男トイレ2室、女トイレ2室、共用トイレ1室

5.職員配置状況(特別養護老人ホーム温養院と兼務)

職種	員数	常勤換算後	指定基準
施設長(管理者)	1	1	1(常勤)
医師	1	1	必要な数
生活相談員	3	2	入園者が100又は、その端数を増すごとに1以上
介護職員	45	42.2	介護職員と看護職員の総数は、常勤換算法で入園者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
看護職員	6	5.3	入所者100までは3以上
機能訓練指導員	3	1.1	
介護支援専門員	2	1	
管理栄養士	2	2	1以上

6.職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制
施設長(管理者)	8時30分～17時10分
医師	毎週月曜日
生活相談員	8時30分～17時10分
介護職員	標準的な時間帯における配置
看護職員	標準的な時間帯における配置
機能訓練指導員	毎週土曜日
介護支援専門員	8時30分～17時10分
管理栄養士	9時00分～16時00分

7.短期入所生活介護サービスの概要と利用料金

1.介護保険給付によるサービス

排泄	排泄の自立を促す為、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行いません	介護保険給付
入浴	入浴または清拭を週2回以上行いません 寝たきりの方も機械浴槽を使用して入浴することが出来ます	介護保険給付
離床	寝たきり防止の為離床を支援します	介護保険給付
着替え	毎朝夕の着替えを支援します	介護保険給付
整容	身の回りのお手伝いをします	介護保険給付
洗濯	必要に応じて衣類の洗濯を行いません	介護保険給付
機能訓練	機能訓練指導員により心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復または減退を防止する為の訓練を行いません	介護保険給付
健康管理	看護師が、健康管理を行いません	介護保険給付
娯楽等	クラブ活動・行事等	材料費は実費頂きます
介護相談	利用者とその家族からのご相談に応じます	

2.サービス利用料金 (従来型個室)

1.利用者の要介護度 と利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		6,030円	6,720円	7,450円	8,150円
2.その他加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 220円				
	送迎加算(片道) 1840円				
	看護体制加算(Ⅰ) 40円				
	看護体制加算(Ⅱ) 80円				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ) 130円				
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ(基本サービス×14%)				
3.うち、介護保険給付 される割合	基本9割				
	※一部8割・7割の方もございます				
4.利用に係る自己負 担額	基本1割				
	※一部2割・3割の方もございます				
5.滞在に係る自己負 担額	基準費用額				
	1231円				
6.食事に係る自己負 担額	基準費用額				
	1,445円				
7.自己負担額合計	4+5+6				

サービス利用料金 (多床室)

1.利用者の要介護度 と利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		6,030円	6,720円	7,450円	8,150円
2.その他加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 220円				
	送迎加算(片道) 1840円				
	看護体制加算(Ⅰ) 40円				
	看護体制加算(Ⅱ) 80円				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ) 130円				
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ(基本サービス×14%)				
3.うち、介護保険給付 される割合	基本9割				
	※一部8割・7割の方もございます				
4.利用に係る自己負 担額	基本1割				
	※一部2割・3割の方もございます				
5.滞在に係る自己負 担額	基準費用額				
	915円				
6.食事に係る自己負 担額	基準費用額				
	1,445円				
7.自己負担額合計	4+5+6				

※サービス提供体制加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して介護短期入所生活介護を行った場合に算定します。

※送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に算定します。

※看護体制加算は、看護職員の体制について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

※福祉施設令和3年9月30日までの上乘せ分の加算は新型コロナウイルス対策を評価した加算で基本サービス報酬に0.1%を乗じた額(四捨五入。但し、1単位未満となる場合は切り上げ。)が「令和3年4月1日～令和3年9月30日までの上乘せ分」の額として加算されます。

※夜勤職員配置加算は、夜間帯の職員数を人員基準より多く配置し、より安心した生活が行える環境を確保できる場合に算定します。

※「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、少子高齢化、物価高騰、介護サービス・人材確保等の課題を踏まえた令和6年度介護報酬改定により「介護職員等処遇改善加算」へと統合されました。

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

*尚、滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合その認定証に記載された金額を1日当たりの料金とします。

3.介護保険給付外によるサービス (1日あたり)

滞在費	基準費用額(従来型個室)	基準費用額(多床室)
	1,231円	915円
食事 (食事時間)	基準費用額 1,445円	
朝食7時30分～	朝食 395円	
昼食12時～	昼食 550円	
夕食18時～	夕食 500円	

4.利用料金お支払方法

①窓口でのお支払い

②振り込みでのお支払い(手数料は利用者様負担)

呉信用金庫 焼山支店 普通預金 0480391

温養院短期入所生活介護事業所

※振込手数料は利用者のご負担となります

1.利用者の容体等が急変し医療行為が必要になった時

2.他の利用者とのトラブルで明らかに過失が認められる時

3.介護保険の給付外となった場合

8.施設を、退園していただく場合

入所者に対するサービスの提供中、事業者の責任に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、賠償保険の範囲において、損害賠償を速やかに行う。

9. 事故発生時の対応について

1.当施設利用中、体調の変化や事故により緊急の対応が必要な場合(夜間を除く)、急変及び事故に遭遇した利用者への対応を行うに際して介護職員、看護職員にて判断が難しい場合、協力医療機関あるいは、かかりつけの医師の指示を仰ぎ、対応を行いません。その結果、温養院の医療設備等で対

10. 緊急時の対応について

応が不可能な場合は、温養院送迎車か救急車にて協力医療機関あるいは、かかりつけ医療機関へ搬送します。その際、家族の緊急連絡先に連絡を行います。

2.夜間、体調の急変や事故により緊急の対応が必要な場合、急変及び事故に遭遇した利用者への対応を行うに際して、介護職員にて対応が困難な場合あるいは医療行為が必要な場合は、看護職員に連絡して指示を仰ぎ必要に応じて看護職員にて対応を行います。その際、温養院の医療設備等で対応が不可能な場合は、温養院送迎車か救急車にて協力医療機関あるいはかかりつけ医療機関へ搬送します。その際、容態が重篤な場合は、即座に家族の緊急連絡先に連絡を行います。容態が重篤でないと判断した場合は、翌朝以降に連絡を行います。

(1)施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービス提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

11. 業務継続計画の策定等について

(2)施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(3)施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

施設は、利用者に対して身体拘束等の行動の制限をおこないません。但し、利用者または他の利用者の生命、身体をまもるための緊急やむを得ない場合を除きます。

12. 身体拘束について

当施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。

13. 虐待防止について

(2)虐待の防止のための指針を整備。

(3)虐待の防止のための研修を定期的実施(年2回以上)。

(4)前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

温養院短期入所生活介護事業所の介護支援専門員が、介護保険法命の趣旨に従い利用者の短期入所生活介護サービス計画(ケアプラン)の作成、評価等を行う際、サービス担当者会議やサービス担当者への照会及び調整等を行う為、介護支援専門員が必要と判断した情報資料をサービス担当者、関係機関に提供、収集することに同意します。

14. 情報提供の同意について

当施設では、利用者の状態が以下の3条件をみたしていることを、医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを利用者又は家族に伝えている場合に、事前の利用者又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ

15. 介護職員による服薬等に関する説明及び同意について

薬袋等により利用者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助します。

(1) 利用者が入所して治療する必要がなく容態が安定していること

(2) 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと

(3) 内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用そのものについて専門的な配慮が必要な場合でないこと

具体的には、皮膚への軟膏の塗布(褥瘡の処置を除く)。

皮膚への湿布の貼付点眼薬の点眼。

一包化された内用薬の内服(舌下錠の使用も含む)。

肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。

当施設の利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

16. ハラスメントの防止対策

また、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

当施設における苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

また、苦情受付ボックスを温養院事務所窓口を設置しています。

17. 苦情処理の受付について 苦情受付窓口(担当者)








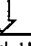

主任介護員 出雲 竜太

受付時間 毎週月曜日～土曜日

8時30分～17時10分

TEL 0823-34-0417

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

申請するサービス種類	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護																		
措 置 の 概 要																			
1.利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置																			
<p>・担当者 主任介護員 出雲 竜太</p> <p>・連絡先 呉市焼山中央六丁目6番13号 電話(0823)34-0417 FAX(0823)33-3412</p> <p>・受付時間 月曜日～土曜日 8時30分～17時10分</p> <p>※ 受付時間外も24時間常時連絡が可能です。</p> <p>※ 担当者不在の場合は他の職員が対応することとし、苦情等の内容については速やかに担当者に伝えます。</p>																			
2.円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">苦情相談窓口</div>																			
<p><事業所の主任及び提供の担当者></p>																			
  (事情聴取)																			
<p>利用者への回答(結果伝達と理解確認)</p>																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事業所の提供の管理者</div>																			
<p><事業所において解決できるもの></p>																			
  (結果伝達)																			
<p>利用者  (改善等の申し入れ)</p>																			
<p style="text-align: center;">苦情解決の責任者</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">総 括</td> <td style="width: 33%;">常務理事</td> <td style="width: 33%;">橋本 一成</td> </tr> <tr> <td>事業所責任者</td> <td>施設長</td> <td>前野 勝則</td> </tr> </table>		総 括	常務理事	橋本 一成	事業所責任者	施設長	前野 勝則												
総 括	常務理事	橋本 一成																	
事業所責任者	施設長	前野 勝則																	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">苦情処理委員会</div>																			
<p><事業所において解決できない苦情></p>																			
  (結果伝達)																			
<p>利用者  (第三者機関)</p>																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">広島県福祉サービス運営適正委員会等</div>																			
<p><苦情処理委員会において解決できない苦情></p>																			
																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">利用者への回答</div>																			
<p style="text-align: center;">苦情処理委員会のメンバー (第三者委員)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">呉同済義会</td> <td style="width: 33%;">監事</td> <td style="width: 33%;">中村 昭明</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電話</td> <td>0823-74-1837</td> </tr> <tr> <td>呉同済義会</td> <td>監事</td> <td>工田 隆</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電話</td> <td>0823-22-6486</td> </tr> <tr> <td>呉同済義会</td> <td>監事</td> <td>武内 盟子</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電話</td> <td>0823-22-7162</td> </tr> </table>		呉同済義会	監事	中村 昭明		電話	0823-74-1837	呉同済義会	監事	工田 隆		電話	0823-22-6486	呉同済義会	監事	武内 盟子		電話	0823-22-7162
呉同済義会	監事	中村 昭明																	
	電話	0823-74-1837																	
呉同済義会	監事	工田 隆																	
	電話	0823-22-6486																	
呉同済義会	監事	武内 盟子																	
	電話	0823-22-7162																	
<p>【関係行政機関の窓口】苦情があった事業所に対する対応方針等処理概要に記入</p>																			
<p>・呉市介護保険課</p>	<p>0823-25-2626</p>																		
<p>・広島県国民健康保険団体連合会</p>	<p>082-554-0783</p>																		
<p>・広島県福祉サービス運営適正委員会</p>	<p>082-254-3419</p>																		
3.その他参考事項																			
<p>※苦情又は重要事項は、台帳に記録の上保存し、再発防止に役立てる。</p>																			
<p>※サービス提供に係る利用者の苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては必要な改善を行う。</p>																			

温養院
介護予防
短期入所生活介護
重要事項説明書

温養院介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

1.事業所の概要

事業所の名称	社会福祉法人 呉同済義会
事業所の所在地	呉市中央五丁目12番21号
法人種別	社会福祉法人
代表者の名称	会長 三宅 清嗣
電話番号	0823-21-5395

2.利用施設

施設の名称	温養院短期入所生活介護事業所
施設の所在地	呉市焼山中央六丁目6番13号
県知事指定番号	広島県指定 3470500434
施設長(管理者)氏名	前野 勝則
電話番号	0823-34-0417
FAX番号	0823-33-3314

3.施設の目的と運営方針

施設の目的	介護保険法に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが、できるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営む為に必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
施設の運営方針	我々は、身体的精神的に安定して施設利用が利用者に対して行なえるように対応していきながら、家庭的雰囲気をもって生活していただけることを目標に利用者本位のサービス提供を目指します。

4.施設の概要

特別養護老人ホーム温養院と共用

建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造1部2階建て
建物の延床面積	3,824.24㎡
利用定員	18名

居室の種類	室数	
1人部屋	14室 (11.880㎡)	短期入所専用
2人部屋	2室 (27.183㎡)	短期入所専用

主な設備

本館	食堂	2室
	機能訓練室	2室 食堂と併用
	浴室	2室 1階 一般浴槽1台・リフト1台 2階 特殊浴槽1台、一般浴槽1台・リフト1台
	医務室	1室
	静養室	1室
	便所	10室 1階 車椅子用トイレ3室、男トイレ1室、女トイレ1室、共用トイレ1室 2階 車椅子用トイレ3室、共用トイレ1室

西館	食堂	1室
	機能訓練室	1室 食堂と併用
	浴室	1室 特殊浴槽1台、一般浴槽2台・リフト1台
	便所	5室 男トイレ2室、女トイレ2室、共用トイレ1室

東館	食堂	1室
	機能訓練室	1室 食堂と併用
	浴室	1室 特殊浴槽1台、一般浴槽2台・リフト1台
	便所	5室 男トイレ2室、女トイレ2室、共用トイレ1室

5.職員配置状況(特別養護老人ホーム温養院と兼務)

職種	員数	常勤換算後	指定基準
施設長(管理者)	1	1	1(常勤)
医師	1	1	必要な数
生活相談員	3	2	入園者が100又は、その端数を増すごとに1以上
介護職員	45	42.2	介護職員と看護職員の総数は、常勤換算法で入園者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
看護職員	6	5.3	入所者100までは3以上
機能訓練指導員	3	1.1	
介護支援専門員	2	1	
管理栄養士	2	2	1以上

6.職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制
施設長(管理者)	8時30分～17時10分
医師	毎週月曜日
生活相談員	8時30分～17時10分
介護職員	標準的な時間帯における配置
看護職員	標準的な時間帯における配置
機能訓練指導員	毎週土曜日
介護支援専門員	8時30分～17時10分
管理栄養士	9時00分～16時00分

7.介護予防短期入所生活介護サービスの概要と利用料金

1.介護保険給付によるサービス

排泄	排泄の自立を促す為、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行ないます	介護保険給付
入浴	入浴または清拭を週2回以上行ないます 寝たきりの方も機械浴槽を使用して入浴することが出来ます	介護保険給付
離床	寝たきり防止の為離床を支援します	介護保険給付
着替え	毎朝夕の着替えを支援します	介護保険給付
整容	身の回りのお手伝いをします	介護保険給付
洗濯	必要に応じて衣類の洗濯を行ないます	介護保険給付
機能訓練	機能訓練指導員により心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復または減退を防止する為の訓練を行ないます	介護保険給付
健康管理	看護師が、健康管理を行ないます	介護保険給付
娯楽等	クラブ活動・行事等	材料費は実費頂きます
介護相談	利用者とその家族からのご相談に応じます	

2. サービス利用料金 (従来型個室) 一日あたり

1. 利用者の要介護度 と利用料金	要支援 1	要支援 2
	4,510円	5,610円
2. その他加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 220円	
	送迎加算(片道) 1840円	
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ(基本サービス×14%)	
3. うち、介護保険給付 される割合	基本9割	
	※一部8割・7割の方もございます	
4. 利用に係る自己負 担額	基本1割	
	※一部2割・3割の方もございます	
5. 滞在に係る自己負 担額	基準費用額	
	1231円	
6. 食事に係る自己負 担額	基準費用額	
	1,445円	
7. 自己負担額合計	4+5+6	

サービス利用料金 (多床室)

1. 利用者の要介護度 と利用料金	要支援 1	要支援 2
	4,510円	5,610円
2. その他加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 220円	
	送迎加算(片道) 1840円	
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ(基本サービス×14%)	
3. うち、介護保険給付 される割合	基本9割	
	※一部8割・7割の方もございます	
4. 利用に係る自己負 担額	基本1割	
	※一部2割・3割の方もございます	
5. 滞在に係る自己負 担額	基準費用額	
	915円	
6. 食事に係る自己負 担額	基準費用額	
	1,445円	
7. 自己負担額合計	4+5+6	

※サービス提供体制加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して介護短期入所生活介護を行った場合に算定します。

※送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に算定します。

※看護体制加算は、看護職員の体制について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

※福祉施設令和3年9月30日までの上乗せ分の加算は新型コロナウイルス対策を評価した加算で基本サービス報酬に0.1%を乗じた額(四捨五入。但し、1単位未満となる場合は切り上げ。)が「令和3年4月1日～令和3年9月30日までの上乗せ分」の額として加算されます。

※夜勤職員配置加算は、夜間帯の職員数を人員基準より多く配置し、より安心した生活が行える環境を確保できる場合に算定します。

※「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、少子高齢化物価高騰、介護サービス・人材確保等の課題を踏まえた令和6年度介護報酬改定により「介護職員等処遇改善加算」へと統合されました。

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

* 尚、滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合その認定証に記載された金額を1日当たりの料金とします。

3.介護保険給付外によるサービス（1日あたり）

滞在費	基準費用額(従来型個室) 1,231円	基準費用額(多床室) 915円
食事 (食事時間)	基準費用額 1,445円	
朝食7時30分～	朝食 395円	
昼食12時～	昼食 550円	
夕食18時～	夕食 500円	

4.利用料金お支払方法

①.窓口でのお支払い

②振り込みでのお支払い(手数料は利用者様負担)

呉信用金庫 焼山支店 普通預金 0480391

温養院短期入所生活介護事業所

※振込手数料は利用者のご負担となります

1.利用者の容体等が急変し医療行為が必要になった時

2.他の利用者とのトラブルで明らかに過失が認められる時

3.介護保険の給付外となった場合

8.施設を、退園していただく場合

入所者に対するサービスの提供中、事業者の責任に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、賠償保険の範囲において、損害賠償を速やかに行う。

9. 事故発生時の対応について

1.当施設利用中、体調の変化や事故により緊急の対応が必要な場合(夜間を除く)、急変及び事故に遭遇した利用者への対応を行うに際して介護職員、看護職員にて判断が難しい場合、協力医療機関あるいは、かかりつけの医師の指示を仰ぎ、対応を行いません。その結果、温養院の医療設備等で対

10. 緊急時の対応について

応が不可能な場合は、温養院送迎車か救急車にて協力医療機関あるいは、かかりつけ医療機関へ搬送します。その際、家族の緊急連絡先に連絡を行います。

2.夜間、体調の急変や事故により緊急の対応が必要な場合、急変及び事故に遭遇した利用者への対応を行うに際して、介護職員にて対応が困難な場合あるいは医療行為が必要な場合は、看護職員に連絡して指示を仰ぎ必要に応じて看護職員にて対応を行います。その際、温養院の医療設備等で対応が不可能な場合は、温養院送迎車か救急車にて協力医療機関あるいはかかりつけ医療機関へ搬送します。その際、容態が重篤な場合は、即座に家族の緊急連絡先に連絡を行います。容態が重篤でないと判断した場合は、翌朝以降に連絡を行います。

(1)施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービス提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

11. 業務継続計画の策定等について

(2)施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(3)施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

施設は、利用者に対して身体拘束等の行動の制限をおこないません。但し、利用者または他の利用者の生命、身体をまもるための緊急やむを得ない場合を除きます。

12. 身体拘束について

当施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

13. 虐待防止について

(2)虐待の防止のための指針を整備。

(3)虐待の防止のための研修を定期的実施(年2回以上)。

(4)前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

温養院短期入所生活介護事業所の介護支援専門員が、介護保険法命の趣旨に従い利用者の短期入所生活介護サービス計画(ケアプラン)の作成、評価等を行う際、サービス担当者会議やサービス担当者への照会及び調整等を行う為、介護支援専門員が必要と判断した情報資料をサービス担当者、関係機関に提供、収集することに同意します。

14.情報提供の同意について

当施設では、利用者の状態が以下の3条件をみたしていることを、医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを利用者又は家族に伝えている場合に、事前の利用者又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ

15. 介護職員による服薬等に関する説明及び同意について

薬袋等により利用者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助します。

(1)利用者が入所して治療する必要がなく容態が安定していること

(2)副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと

(3)内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用そのものについて専門的な配慮が必要な場合でないこと

具体的には、皮膚への軟膏の塗布(褥瘡の処置を除く)。

皮膚への湿布の貼付点眼薬の点眼。

一包化された内用薬の内服(舌下錠の使用も含む)。

肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。

当施設の利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

16. ハラスメントの防止対策

また、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

当施設における苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

また、苦情受付ボックスを温養院事務所窓口に設置しています。

17.苦情処理の受付について(苦情受付窓口(担当者))

主任介護員 出雲 竜太

受付時間 毎週月曜日～土曜日

8時30分～17時10分

Tel 0823-34-0417

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

申請するサービス種類	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護																		
措 置 の 概 要																			
1.利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置																			
<ul style="list-style-type: none"> ・担当者 主任介護員 出雲 竜太 ・連絡先 呉市焼山中央六丁目6番13号 電話(0823)34-0417 FAX(0823)33-3412 ・受付時間 月曜日～土曜日 8時30分～17時10分 ※ 受付時間外も24時間常時連絡が可能です。 ※ 担当者不在の場合は他の職員が対応することとし、苦情等の内容については速やかに担当者に伝えます。 																			
2.円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">苦情相談窓口</div>																			
<p><事業所の主任及び提供の担当者></p>																			
<p>⇕⇕ (事情聴取)</p>																			
<p>利用者への回答(結果伝達と理解確認)</p>																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事業所の提供の管理者</div>																			
<p><事業所において解決できるもの></p>																			
<p>↓⇕ (結果伝達)</p>																			
<p>利用者⇕ (改善等の申し入れ)</p>																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">苦情処理委員会</div>																			
<p><事業所において解決できない苦情></p>																			
<p>↓⇕ (結果伝達)</p>																			
<p>利用者⇕ (第三者機関)</p>																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">広島県福祉サービス運営適正委員会等</div>																			
<p><苦情処理委員会において解決できない苦情></p>																			
<p>↓</p>																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">利用者への回答</div>																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">苦情解決の責任者</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">総 括 常務理事 橋本 一 成</p> </div>																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">苦情処理委員会のメンバー (第三者委員)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">呉同済義会</td> <td style="width: 30%;">監事</td> <td style="width: 40%;">中村 昭明</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電話</td> <td>0823-74-1837</td> </tr> <tr> <td>呉同済義会</td> <td>監事</td> <td>工田 隆</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電話</td> <td>0823-22-6486</td> </tr> <tr> <td>呉同済義会</td> <td>監事</td> <td>武内 盟子</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電話</td> <td>0823-22-7162</td> </tr> </table> </div>		呉同済義会	監事	中村 昭明		電話	0823-74-1837	呉同済義会	監事	工田 隆		電話	0823-22-6486	呉同済義会	監事	武内 盟子		電話	0823-22-7162
呉同済義会	監事	中村 昭明																	
	電話	0823-74-1837																	
呉同済義会	監事	工田 隆																	
	電話	0823-22-6486																	
呉同済義会	監事	武内 盟子																	
	電話	0823-22-7162																	
【関係行政機関の窓口】苦情があった事業所に対する対応方針等処理概要に記入																			
<ul style="list-style-type: none"> ・呉市介護保険課 0823-25-2626 ・広島県国民健康保険団体連合会 082-554-0783 ・広島県福祉サービス運営適正委員会 082-254-3419 																			
3.その他参考事項																			
<p>※苦情又は重要事項は、台帳に記録の上保存し、再発防止に役立てる。</p>																			
<p>※サービス提供に係る利用者の苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては必要な改善を行う。</p>																			

**「指定訪問介護」 「総合事業訪問介護」
重要事項説明書**

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(広島県指定 第 3470500350 号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1～2」「要介護1～5」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	7
7. 苦情の受付について	9

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 呉同済義会
(2) 法人所在地 広島県呉市中央5丁目12番21号
(3) 電話番号 0823-21-5395 (FAX0823-25-3503)
(4) 代表者氏名 会長 三宅 清嗣
(5) 設立年月 大正10年6月16日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護 総合事業訪問介護
*当事業所は介護老人福祉施設 温養院に併設されています。
- (2) 事業の目的 介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、訪問介護サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 ホームヘルプサービス 温養院
 (4) 事業所の所在地 広島県呉市焼山中央6丁目6番13号
 (5) 電話番号 0823-33-3077 (FAX0823-33-3314)
 (6) 事業所長(管理者)氏名 前野 勝則
 (7) 当事業所の運営方針

運営目標

我々は、地域に開かれた、地域に根ざした、地域に必要とされる施設作りをめざします。

運営方針

我々は、利用者に向かって前向き(利用者本位)の施設運営をめざします。

- (8) 開設年月 平成12年4月1日

- (9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- [介護老人福祉施設 温養院] 平成12年4月1日指定
 広島県 3470500442号 定員80名 空床4名
 [温養院 短期入所生活介護事業所] 平成12年2月8日指定
 広島県 3470500434号 定員18名
 [デイサービスセンター あおぎり荘] 平成12年2月8日指定
 広島県 3470500418号 定員30名
 [温養院 居宅介護支援事業] 平成11年9月6日指定
 広島県 3470500079号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 呉市

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	24時間対応
サービス提供時間帯	7:00～21:00

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービス、総合事業訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1			1名	兼務
2. サービス提供責任者	2	1		2.5名	兼務
3. 訪問介護員		16			専従
(1) 介護福祉士 (常勤・非常勤含む)	2	11			
(2)実務者研修修了者		0			
(3)訪問介護養成研修 2 級 (ヘルパー2 級) 課程修了者		4			
(4)介護職員初任者研修終了		1			

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。
 （例）週 8 時間勤務の訪問介護員が 5 名いる場合、常勤換算では、
 1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

- | |
|---|
| ○身体介護
入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
○生活援助
調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。 |
|---|

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

○入浴介助

…ご契約者の入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○排せつ介助

…ご契約者の排せつの介助、おむつ交換を行います。

○食事介助

…ご契約者の食事の介助を行います。

○体位変換

…ご契約者の体位の変換を行います。

○通院介助

…ご契約者の通院の介助を行います。(但し、ヘルパーの車は利用出来ません。)

② 生活援助

○調理

…ご契約者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません。)

○洗濯

…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません。)

○掃除

…ご契約者の居室の掃除を行います。(ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)

○買い物

…ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。(預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

<サービス利用料金>

① 要護度1～5の場合

それぞれのサービスについて、平常の時間帯(午前8時から午後6時)での料金は次の通りです。(特定事業所加算Ⅱは含まれていません)

	サービスに要する時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
身体介助	1. 利用料金	2,440円	3,870円	5,670円
	2. うち、介護保険から 給付される金額	2,196円	3,483円	5,103円
	3. サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	244円	387円	567円
生活援助	サービスに要する時間		45分未満	45分以上
	4. 利用料金		1,790円	2,200円
	5. うち、介護保険から 給付される金額		1,611円	1,980円
	6. サービス利用に係る 自己負担額(4-5)		179円	220円

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。（要介護認定者対象）

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。（要介護認定者対象）

*2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ 初回訪問加算(新規) 200単位 / 月

- * 2か月間ご利用がなかった場合も初回加算を頂くようになります。
(例えば2カ月以上入院されて、退院後に利用再開される場合など)

☆ 緊急時訪問介護加算（要介護認定者対象） 100単位 / 回

② 総合事業訪問介護の利用料について

(1月につき)

- ・訪問型独自サービスⅠ（原則として週1回程度利用の場合）1, 176円
- ・訪問型独自サービスⅡ（原則として週2回程度利用の場合）2, 349円
- ・訪問型独自サービスⅢ（原則として週3回以上利用の場合）3, 727円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。(限度額を超えた金額には特定事業所加算Ⅱは含まれません)

時間	30分未満	1時間未満	1時間30分未満
身体介護	2,440円	3,870円	5,670円
時間	20分以上45分未満	45分以上	
生活援助	1,790円	2,200円	

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆当事業所は加算を頂いています。(別紙にて)

②その他のサービス

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には交付します。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。1kmあたり20円

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 下記指定口座への振り込み
呉信用金庫 焼山支店 普通預金 4 7 3 5 1 2

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関： 呉信用金庫 郵便局

ウ. 温養院への直接現金払い

(5) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

* 保険適用となるサービスのみ

* ケアマネージャーのケアプランに添って作成した介護計画書の内容で行う

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとしします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

（４）サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（５）訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為もしくは医療補助行為
- ②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

（高齢者虐待防止）

事業所では、高齢者虐待は人権侵害であり犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資する事を目的に、高齢者虐待の防止と共に虐待の早期発見、早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為をいずれも行いません。

- ①身体的虐待②介護・世話の放棄放任（ネグレクト）③心理的虐待④性的虐待⑤経済的虐待（事業所では研修会を年1回以上行うものとする。）

（身体拘束について）

事業所では、当該利用者の生命又は身体を擁護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合は、ご家族・関係機関と話し合いが行われ、必要と判断された場合とし、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(非常災害時等の発生において)

感染症や災害の発生において利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期事業の再開を図る為の計画(「事業継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

8. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

[職名] 主任・サービス提供責任者(牧野 千晶)

○受付時間 毎週月曜日～日曜日

24時間対応(TEL0823-33-3077)

サービス提供責任者が不在の場合には他の職員が対応し、折返しサービス担当責任者より連絡します。

また、苦情受付ボックスを温養院事務所窓口に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

呉市 介護保険課	所在地 呉市中央4丁目1-6 電話番号・FAX 25-2626 22-8529 受付時間 8:30～17:15
広島県国民健康保険団体 連合会	所在地 広島市中区東白鳥町19-49「国保会館」 電話番号・FAX 082-554-0783 082-511-9126 受付時間 8:30～17:30
呉市社会福祉協議会	所在地 呉市中央5丁目12-21 電話番号・FAX 32-2441 32-2443 受付時間 8:30～17:15

8. 契約の自動更新

ご契約期間は契約日から2年間ですが、それ以後継続して契約する場合は自動更新させていただきます。

令和 年 月 日

指定訪問介護サービス又は総合事業訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基
づき重要事項の説明を行いました。

ホームヘルプサービス 温養院

説明者職名 主任・サービス提供責任者 氏名 牧野 千晶 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービス又は
総合事業訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 氏名 印

利用者代理人 氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利
用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

附則

- 平成12年 4月 1日 施行（介護保険制度開始により）
- 平成15年 4月 1日 施行（介護報酬改正により）
- 平成18年 4月 1日 施行（介護保険制度改正により）
- 平成19年10月15日 施行（苦情受付窓口の変更により）
- 平成20年10月25日 施行（職員の人員変更等により）
- 平成21年 2月 1日 施行（事業所長 管理者の変更により）
- 平成21年 4月 1日 施行（介護報酬改定により）
- 平成22年 4月 1日 施行（職員の人員変更等・文書一部変更により）
- 平成23年 4月 1日 施行（事業者代表者の変更により）
- 平成24年 4月 1日 施行（介護報酬改定により）
- 平成26年 4月 1日 施行（介護報酬改定により）
- 平成27年 4月 1日 施行（介護報酬改定により）
- 平成28年 4月 1日 施行（苦情受付窓口の住所変更により）
- 平成28年 9月 1日 施行（提供責任者数の変更等により）
- 平成29年11月10日 施行（介護予防訪問介護・日常生活支援総合事業により）
- 平成30年 4月 1日 施行（介護保険制度改正により）
- 令和元年 10月 1日 施行（介護報酬改定により）
- 令和2年 1月 1日 施行（職員の人員変更等・文書一部変更により）
- 令和3年 4月 1日 施行（介護報酬改定・管理者の変更により）
- 令和4年 4月 1日 施行（職員の人員変更等・文書一部変更により）
- 令和5年 4月 1日 施行（職員の人員変更等・文書一部変更により）
- 令和5年 10月 1日 施行（指定更新 職員の人員変更等・文書一部変更により）

令和6年 4月 1日 施行（介護報酬改定・管理者の変更により）
令和6年 6月 1日 施行（介護報酬改定：特定事業所加算について別紙にて）

重要事項説明書

グループホーム

温養院

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(広島県指定 第 3470502026 号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービス並びに指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当事業所への利用は、原則として要介護認定の結果「要支援2～5」と認定され、医師の診断において「認知症」の診断を受けた方が対象となります。

1. 事業者の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 呉同済義会
- (2) 法人所在地 広島県呉市中央五丁目12番21号
- (3) 電話番号 0823-21-5395
- (4) 代表者氏名 三宅 清嗣
- (5) 設立年月 大正10年6月16日

2. ご利用事業所

- (1) 事業の種類 指定介護予防認知症対応型共同生活介護並びに指定認知症対応型共同生活介護
- (2) 事業の目的 指定介護予防認知症対応型共同介護事業所並びに指定認知症対応型共同介護事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援し、要支援者並びに要介護者であって認知症の状態にあるものに対し、適切な介護予防認知症対応型共同生活介護サービス並びに認知症対応型共同生活介護サービスを提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 グループホーム 温養院
- (4) 事業所の所在地 広島県呉市焼山中央六丁目6番13号
- (5) 電話番号 0823-33-3858 (FAX0823-33-3314)
- (6) 管理者 施設長 前野 勝則
- (7) 事業所の運営方針
運営目標
 - ① 我々は、長年培った福祉の精神にのっとり、利用者の皆様にケアプランに基づくサービスを提供するとともに生活の場としての機能の向上に努める。
 - ② 我々は、地域に開かれた、地域に根ざした、地域に必要とされる施設づくりを目指します。

運営方針

① 我々は、利用者に向かって前向き（利用者本位）の施設運営を目指します。

(8) 開設年月 平成13年3月1日

(9) 利用定員 18人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	部屋数	備考
居室	18室	個室 11.96㎡
居間及び食堂	2室	(やけやま 56.9㎡・ゆめ 71.5㎡)
台所	2室	
浴室	2室	介助浴可能
便所	やけやま2室・ゆめ3室	1ヶ所は身障者用便所
事務室	2室	

居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により当事業所でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービス並びに指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1（兼務）	1名
2. 介護職員	12.6（兼務）	6名
3. 計画作成担当者	2（兼務）	2名
4. 事務員	1（兼務）	0名

* 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間=1名）となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師（高木医院）	毎週 月曜日

2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 6名（夜間は2ユニットで2名）
3. 看護職員（介護老人福祉施設 温養院）	標準的な時間帯における最低配置人員 1名
4. 計画作成担当者	2名
4. 機能訓練指導員（介護老人福祉施設 温養院）	毎週土曜日

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・当事業所では、併設の介護老人福祉施設 温養院に所属する栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：7：30～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・併設の介護老人福祉施設 温養院 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・併設の介護老人福祉施設 温養院の看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

料金表

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 2 7,490 円	要介護 1 7,530 円	要介護 2 7,880 円	要介護 3 8,120 円	要介護 4 8,280 円	要介護 5 8,450 円
2. その他加算	医療連携体制加算Ⅰ（ハ） 370 円 サービス提供体制強化加算Ⅰ 220 円 介護職員処遇改善加算Ⅰ 基本サービス費 18.6%					
3. うち、介護保険給付割合	基本 9 割 一部 8 割・7 割の方もございます（所得で異なる）					
4. 利用に係る自己負担額	基本 1 割 一部 2 割・3 割の方もございます（所得で異なる）					

*その他加算について

・医療連携体制加算Ⅰは、環境の変化に影響を受けやすい認知症高齢者が、可能な限り継続し認知症対応型共同生活介護事業所で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価する加算です。

・サービス提供体制強化加算Ⅲは、介護福祉士が50%以上配置されていることを要件として届け出た事業所が、利用者に対して介護予防認知症対応型共同生活介護並びに認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。

・介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

☆ご契約者が、利用した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき300円（1割負担30円・2割負担60円・3割負担90円）を頂きます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

- ①家賃 30,000円（1ヶ月）
- ②光熱水費 14,000円（1ヶ月）
- ③食費 1,445円（1日）
- ④特別な食事（酒類を含みます）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

- ⑤理髪・美容

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 実費

[美容サービス]

月1回、美容師の出張による美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり ・カット 実費 ・パーマ他 実費

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

i) 主なレクリエーション行事予定

1月	新年互礼会	7月	七夕祭り
2月	節分豆まき	8月	追弔法要、地域交流盆踊大会
3月	ひな祭り	9月	敬老の日（家族会）
4月	お花見	10月	秋の遠足
5月	春の遠足 害虫駆除	11月	
6月	害虫駆除	12月	忘年会、クリスマス会、餅つき

音楽療法、訓練、ショッピング、お茶会、誕生日会など

ii) クラブ活動

手工芸活動、手作りおやつ、園芸活動

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますので、複写物を必要とする場合には遠慮なくご相談下さい。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

- * 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

呉信用金庫焼山支店 普通預金0478161 グループホーム 温養院

* 振込手数料は利用者側の負担になります。

(4) 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	国立病院機構呉医療センター
所在地	呉市青山町3番1号
診療科	内科、その他
医療機関の名称	高木医院
所在地	呉市三条4丁目8番1号
診療科	内科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	うえはら歯科医院
所在地	呉市焼山中央2-4-8

6. 当事業所をご利用にあたっての留意事項

- ① ご契約者は、居室及び共用スペース、敷地をその本来の用途に従って利用するもの。
- ② ご契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、当事業所及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとする。但し、その場合当事業所は、ご契約者のプライバシー等の保護について充分配慮するものとする。
- ③ ご契約者は、当事業所の設備等について、故意又は重大な過失により滅失・破損・汚損もしくは変更した場合は、自己の費用により原状に復するか、相当の代価を支払うものとする。
- ④ ご契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合は、ご契約者と当事業所との協議により、居室・共有スペース・設備等の利用方法等を決定する。
- ⑤ 面会時間は9:00～21:00までです。又外出、外泊する場合は事前に連絡すること

7. 当事業所をご利用にあたっての禁止事項

- ① 決められた場所以外での喫煙
- ② サービス従事者又は他の利用者に対する迷惑を及ぼすような宗教・政治・営利活動
- ③ その他決められた以外の物の持ち込み

8. 守秘義務について

当事業所、サービス従事者は、サービス提供上知りえたご契約者に関する情報を、正当な理由無く第三者に漏らさない義務を負う。又これは契約が終了した後も継続し、職を辞した後も同様とする。但し、他の関係機関等にご契約者の情報を提供する際には、あらかじめ文書によりご契約者の同意を得ておくものとする。

9. 自己評価及び第三者評価

当事業所は、事業所のサービスの向上、実態分析、運営規程遵守等の目的から、毎年1回自己評価、2ヶ月に1回運営推進会議を実施し、又第三者評価を受けるものとし、その結果を事業運営に帰するものとする。

10. 損害賠償責任について

当事業所は、契約に基づくサービス提供上、自己の責に帰する事由により、ご契約者に生じた損害について賠償する責任を負う。そのため、相応の賠償責任保険に加入しています。

11. 当事業所を退所していただく場合（契約の終了について）

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援1と判定された場合及び医師により認知症診断が取り消された場合。（但しその場合は、家族・担当居宅介護支援事業所等と協議し、ご契約者の安定した生活維持に向けて支援策提供に努める。）② 当事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当事業所を閉鎖した場合③ 当事業所の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑤ ご契約者が死亡した場合⑥ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑦ 当事業所から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|---|

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当事業所からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前（※最大7日）までに当事業所の方までご連絡ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、当事業所を退所することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② ご契約者が入院された場合③ 当事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める認知症 |
|---|

対応型共同生活介護サービスを実施しない場合

- ④ 当事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 当事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、当事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 当事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当事業所からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが1年以上（※最低6か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して90日を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が、自立と認定された場合。

→ * 契約者が病院等に入院された場合の対応について

当事業所に利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

(3) 円滑な退所のための援助

ご契約者が当事業所を退所する場合には、ご契約者の希望により、当事業所はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人福祉施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

12. 残置物引取人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、利用契約が終了した後、当事業所に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当事業所は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結するこ

とは可能です。

13. 緊急時の対応について

(1) 当事業所利用中、体調の急変や事故により緊急の対応が必要な場合（夜間も除く）

急変及び事故に遭遇した利用者への対応を行うに際して、介護職員、看護職員にて判断が難しい場合、協力医療機関あるいはかかりつけの医師の指示を仰ぎ、対応を行います。その結果、温養院の医療設備等で対応が不可能な場合は、温養院送迎車か救急車にて協力医療機関あるいはかかりつけ医療機関へ搬送します。その際、家族の緊急連絡先に連絡を行います。

(2) 夜間、体調の急変や事故により緊急の対応が必要な場合

急変及び事故に遭遇した利用者への対応を行うに際して、介護職員にて対応が困難な場合あるいは医療行為が必要な場合は、看護職員に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて看護職員にて対応を行います。その際、温養院の医療設備等で対応が不可能な場合は、温養院送迎車か救急車にて協力医療機関あるいはかかりつけ医療機関へ搬送します。その際、要態が重篤な場合は、即座に家族の緊急連絡先に連絡を行います。要態が重篤でないと判断した場合は、翌朝以降に連絡を行います。

14. 身体拘束について

当事業所は、身体拘束廃止委員会を設置しています。原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、利用者または他の利用者の生命・身体に対して危険が及ぶため、緊急やむを得ない場合には、入所者及びその家族等に対し説明し同意を得た上で行うことがあります。

15. 苦情処理の受付について

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受付します。

苦情受付窓口（担当者）

主任介護員 平田 美穂

受付時間 月曜日～土曜日

8：30～17：10

TEL 0823-33-3858

令和 年 月 日

指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービス並びに指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム 温養院

説明者職名 施設長 前野 勝則 印

説明者職名 主任介護員 平田 美穂 印

(契約者)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービス並びに指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

住 所

氏 名 _____ 印

(署名代行者)

私は、契約者の意思を確認した上、契約者に代わり上記署名を代行しました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____ 契約者の ()

(身元引受人)

私は、この重要事項説明書内容につき説明を受け、身元引受人の責任につき理解しました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____ 契約者の ()